

第1 安保三文書の性格と内容

1 安保三文書の位置付けと相互関係

国家安全保障戦略は、国家安全保障に関する最上位の文書として、外交、防衛のほか、経済安保・技術・サイバー・情報等も含め、関連する政策に戦略的指針を与えるものであり、国家防衛戦略は、防衛の目標を設定し、その達成のための方法と手段を示すものであり、防衛力整備計画は、保有すべき防衛力の水準を示すとともに、その達成のための中長期的な整備計画を定めたものとされる。

2 安保三文書の基本的な性格・特徴と「防衛力の抜本的強化」

安保三文書の基本的な特徴は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境のただ中にあるとの情勢分析の下、安保安法制で整備された法的な枠組みに基づき、「戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するもの」とし、2027年度までの他国からの武力侵攻を想定し、これに対処するための「防衛力の抜本的強化」を図り、抑止力と対処力を強化するとする。そしてその中心に、「スタンド・オフ防衛能力等を活用した反撃能力」の保有を据える。また、領域横断作戦、情報戦等に対応できる「新しい戦い方」への対応が強調されている。

特に、中国を「我が国と国際社会の深刻な懸念事項」、「これまでにない最大の戦略的な挑戦」とし、「台湾海峡の平和と安定」についての急速な懸念の高まりを指摘し、南西地域への武力侵攻を想定している。

3 「反撃能力」の保有

我が国への侵攻を抑止する鍵となるのは、スタンド・オフ防衛能力等を活用した反撃能力であるとし、相手の領域において、有効な反撃を加えることを可能とし、この能力は存立危機事態における「自衛の措置」にもそのまま当てはまるとされる。

4 国家防衛戦略における防衛の基本方針

周辺国の軍事動向、防衛の基本方針、防衛力の抜本的強化の内容、国全体の防衛体制の強化、日米同盟による共同抑止・対処、同志国等との連携等。

5 防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力

この重視する能力として、①スタンド・オフ防衛能力、②統合防空ミサイル防衛能力、③無人アセット防衛能力、④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能、⑥機動展開能力・国民保護、⑦持続性・強靱性が挙げられて、そのための防衛力整備計画が示されている。

①は長射程ミサイル（反撃能力）の取得や開発であり、②はその攻撃力とミサイル防衛とを合わせた米国の I A M D に対応するものであり、日米の盾と矛の関係も変化する。③④⑤は「新しい戦い方」の具体化でもある。⑥と⑦は武力侵攻や戦争を想定した自衛隊の体制づくりのほか、民間施設等の活用等を挙げ、国を挙げての動員体制が想定されている。

6 重視する能力に関する防衛力整備計画の概要

重視する 7 つの能力の具体化。

7 いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤

防衛生産・技術基盤は「いわば防衛力そのもの」と位置付けられ、防衛産業の育成強化、防衛装備移転の促進の方針が示され、また、「新しい戦い方」が勝敗を決する時代だとして、先端技術を防衛目的で活用することが死活的に重要だとされている。

8 自衛隊の体制等

統合司令部の創設、航空宇宙自衛隊への改編等。

9 整備規模

防衛力整備計画の別表。

10 所要経費等

このようにして安保三文書は、2023年度から2027年度までの防衛費を43兆円へと急増させ、5年後の防衛関連費をGDP比2%と倍増させるものとするのであるが、そのとき日本は、世界第3位の軍事大国となる。

ここでは、安保三文書の基本的な内容を、できるだけその記述に即して整理して紹介し、その全体像を把握する一助としたい。そのうちの主な問題領域については、第2以下の各パートで、具体的に論述する。なお、国家安全保障戦略を「安保戦略」、国家防衛戦略を「防衛戦略」、防衛力整備計画を「整備計画」と略称することがある。また、この「第1」において、まとめて問題点を指摘している部分のほか、文中「*」印を付した記述は、執筆者によるコメントである。文中の下線も執筆者による。

1 安保三文書の位置付けと相互関係

(1) 三文書策定の経緯・手続について

岸田総理大臣は、2021年12月の臨時国会の所信表明演説で国家安全保障戦略、防衛大綱及び中期防衛力整備計画を概ね1年をかけて改定・策定するとともに、敵基地攻撃能力の保有についても現実的に検討すると表明し、20

22年1月から個別に有識者52名からヒアリングを行い、同年9月から11月に「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」を4回開催して議論したとして、同年12月16日、新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画を閣議決定した（令和5年版防衛白書197頁参照）。

しかし、「戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するもの」と自ら位置付け、防衛費を倍増して「防衛力の抜本的強化」を図るという、国家としての基本的なあり方に関わる基本方針を、国民的議論はもちろん国会での審議すらせずに、このような閣議決定という手続で決めてよいのか、そもそも根本的な問題があるであろう。

(2) アメリカの国家安全保障戦略・国家防衛戦略との関係

アメリカは、2022年10月12日、新たな国家安全保障戦略を発表し、同月27日に新たな国家防衛戦略を発表した。安保三文書は、そのタイトルをアメリカのこれら文書に合わせた上、その2か月後に策定・発表されており、アメリカのこれら文書の策定を受け、それに対応するものとして策定されたものであることが明らかである。国家防衛戦略の中では直接に、「本年、米国は、新たな国家防衛戦略を策定したところであり、地域の平和と安定に大きな責任を有する日米両国がそれぞれの戦略を擦り合わせ、防衛協力を統合的に進めていくことは時宜にかなう」と位置付けられている（1～2頁）。

ちなみに、アメリカの国家安全保障戦略（NSS）では、世界は将来の方向性を決める決定的な10年（変曲点ないし転機。Inflection point）を迎えているとし、最も困難な課題として、国際秩序変化の意図と能力を持つ中国、ウクライナとの戦争等による不安定化及び核の脅威を与えているロシアを挙げる。そしてこれらの課題の根源は、専制主義対民主主義の構図にあるとする³。

また、アメリカの国家防衛戦略（NDS）でも、米国の安全保障に対し最も包括的で深刻な挑戦を行っている中国を脅威対象として最優先とし、最近の差し迫った脅威としてロシアを位置付けている。また、防衛の優先順位の1番目に中国が挙げられ、次いで米国自身とともに同盟やパートナーへの防衛（戦略的な攻撃の抑止）が挙げられたのが特徴とされる⁴。

(3) 三文書の位置付け

① 国家安全保障戦略は、2013年12月に策定された同名の文書を全面改

³ 海上自衛隊戦略研究室2等海佐高橋秀行「米国が新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略、核態勢の見直し等を公表—国家安全保障戦略の要約と考察（特徴、国際秩序、統合抑止）—」、国立国会図書館海外立法情報課西住祐亮「バイデン政権による「国家安全保障戦略」の公表」

⁴ 陸上自衛隊教育訓練研究本部研究部1等陸佐菊池裕紀「2022年10月に発表された米国の国家防衛戦略について」

定したもので、国家安全保障に関する最上位の政策文書とされ、概ね10年程度の期間を念頭に置くものである点は同じだが、旧文書は外交政策及び防衛政策を中心とした基本方針であるとされていたところ、新文書は、外交、防衛に加え、経済安保、技術、サイバー、情報等の国家安全保障戦略に関連する分野の政策に戦略的指針を与えるものである点が異なると位置付けられている（安保戦略4頁、令和5年版防衛白書198頁）。

② 国家防衛戦略は、従来の防衛計画の大綱（防衛大綱）に代わるものであるが、防衛大綱が防衛力の整備・維持・運用の基本的指針とされていたのに対し、国家防衛戦略は、防衛の目標を設定し、それを達成するための方法と手段を示すものとして（防衛戦略1～2頁）、より基本的かつ包括的な文書と位置付けられている。そして、従来の防衛大綱では保有すべき防衛力の水準としての自衛隊の体制が規定されていたところ、この部分は防衛力整備計画の方に移されている（同防衛白書198頁）。概ね10年程度の期間を念頭に置く点は、新旧両文書で同じである。

③ 防衛力整備計画は、従来の中期防衛力整備計画（中期防）に代わるものであるが、中期防が5か年の経費の総額・主要装備の整備数量を示すものであったのに対し、新たな防衛力整備計画は、上記のように、保有すべき防衛力の水準を示すとともに、その水準を達成するための中長期的な整備計画として、概ね10年後を念頭に置いた自衛隊の体制、5か年の経費の総額・主要装備品の整備数量等を定めるものとなっている（同防衛白書198頁）。

2 安保三文書の基本的性格・特徴と「防衛力の抜本的強化」

安保三文書の基本的な性格は、最上位文書である国家安全保障戦略に記述されている。なお、その最も中核をなす「反撃能力」については、国家安全保障戦略と国家防衛戦略の双方に、各1頁余にわたって、全く同文で記述されている（安保戦略17～18頁、防衛戦略9～10頁）。

(1) 安保戦略自身による「策定の趣旨」の性格付け（安保戦略3～5頁）

安保戦略は、安保三文書の基本的性格を次のように自己規定している。

なお、防衛戦略の「策定の趣旨」（1～2頁）にも関連する記述がある。

- ・ 「国際社会は時代を画する変化に直面している」「世界の歴史の転換期において、我が国は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境のただ中にある。その中において、防衛力の抜本的強化を始めとして、最悪の事態をも見据えた備えを盤石なものとし、我が国の平和と安全、繁栄、国民の安全、国際社会との共存共栄を含む我が国の国益を守っていかなければならない。そのため

に、我が国はまず、我が国に望ましい安全保障環境を能動的に創出するための力強い外交を展開する。そして、自分の国は自分で守り抜ける防衛力を持つことは、その外交の地歩を固めるものとなる。」

- ・ 本戦略に基づく戦略的な指針と施策は、平和安全保障法制の制定等により整えた枠組みに基づき、「我が国の安全保障に関する基本的な原則を維持しつつ、戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するものである。」
- ・ 「同時に、国家としての力の発揮は国民の決意から始まる。」「国民が我が国の安全保障政策に自発的かつ主体的に参画できる環境を政府が整えることが不可欠である。」

＊ ここでは、「最悪の事態」としての武力侵攻をも見据えた防衛力の抜本的強化が唱われ、これが戦後の安全保障政策を実践面から大きく転換するものであるとしていること、軍事力を背景とした外交の位置付け、そして「国民の決意」として国民の意識をも動員しようとしていることが注目されよう。

(2) 安全保障に関する基本的な原則（安保戦略 5～6 頁）

安保戦略は、次の「基本的な原則」を挙げる。

- ① 国際協調を旨とする積極的平和主義。
- ② 自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を維持・擁護する形で、安全保障政策を遂行。
- ③ 「平和国家として、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を堅持するとの基本方針は今後も変わらない。」
- ④ 「拡大抑止の提供を含む日米同盟は、我が国の安全保障政策の基軸」。
- ⑤ 他国との共存共栄、同志国との連携、多国間の協力。

＊ ちなみに、防衛関係費をGDP比2%にすると（後述）世界第3位に軍事大国になる。それで「平和国家」とか「専守防衛」とかと言いつけられるのか、基本的な問題に逢着する。

(3) 国際情勢と安全保障環境の分析・評価（安保戦略 8～10 頁、14 頁）

安保戦略は、国連は対立が目立ち、その機能が十分に果たせていないが、「これは、普遍的価値やそれに基づく政治・経済体制を共有しない国家が勢力を拡大し、国際社会におけるリスクが顕在化していることが大きな要因である」、一部の国家が「自国の勢力を拡大し、一方的な現状変更を試み、国際秩序に挑戦する動きを加速させ」、「国際秩序の根幹を揺るがしている」等とし、主要関係国を下記のように評価する。

なお、防衛戦略は、「戦略環境の変化」として、「国際社会は戦後最大の試練の時を迎え、新たな危機の時代に突入しつつある」という。また、下記の各

国について、より具体的な動向分析をしている（２～４頁）。

- ・ 中国―「我が国と国際社会の深刻な懸念事項」であり、「これまでにない最大の戦略的挑戦」。
- ・ 北朝鮮―「従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威」。
- ・ ロシア―「安全保障上の強い懸念」。
- ・ 台湾―「基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する極めて重要なパートナーであり、大切な友人である」。

(4) 防衛力の抜本的強化（安保戦略 17～19 頁）

安保戦略は、「国家安全保障の最終的な担保である防衛力の抜本的強化」の項目で、概要、次のように述べる。なお、その中に「反撃能力の保有」も含めて記述されているが、これについては項を改めて述べる。

ア 「国際社会において、力による一方的な現状変更及びその試みが恒常的に生起し、我が国周辺における軍備増強が急速に拡大している。ロシアによるウクライナ侵略のように国際秩序の根幹を揺るがす深刻な事態が、将来、とりわけ東アジアにおいて発生する可能性は排除されない。このような安全保障環境に対応すべく、防衛力を抜本的に強化していく。」

「強力な軍事能力を持つ主体」の能力に着目して、我が国の安全保障に万全を期すための防衛力を平素から整備しなければならない。防衛力は、科学技術の進展等に伴う新しい戦い方にも対応できるものでなくてはならない。

すなわち、宇宙・サイバー・電磁波の領域及び陸・海・空の領域における能力を有機的に融合、その相乗効果による「領域横断作戦能力」に加え、侵攻部隊に対処するスタンド・オフ防衛能力、無人アセット防衛能力等により、統合された防衛力を構築する。

「我が国への侵攻を抑止する上で鍵となるのは、スタンド・オフ防衛能力等を活用した反撃能力である。」

イ 「5年後の2027年度までに、我が国への侵攻が生起する場合には、我が国が主たる責任を持って対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛力を強化する」。

10年後までにより早期かつ遠方で阻止・排除できるようにする。

* 安保戦略（25 頁）は、「武力攻撃に先立って、南西地域を含む住民の迅速な避難を実現」するとしているが、これらは、5年内の日本に対する武力侵攻を想定し、かつ、南西地域の戦場化を想定しているものといえる。

ウ 自衛隊の体制整備や防衛に関する施策は、「かつてない規模と内容」となる。「2027年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組を

あわせ、そのための予算水準が現在の国内総生産（GDP）の2％に達するよう、所要の措置を講ずる」。（安保戦略19頁）

「2023年度から2027年度までの5年間における本計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は、43兆円程度とする。」（整備計画30頁）

(5) 「反撃能力」の保有（次項）

3 「反撃能力」の保有（安保戦略17～18頁、防衛戦略9～10頁）

(1) 安保戦略・防衛戦略での位置付け

- ・「我が国への侵攻を抑止する上で鍵となるのは、スタンド・オフ防衛能力等を活用した反撃能力である」。
- ・「我が国へのミサイル攻撃が現実の脅威」となっており、変則的な軌道で飛翔するミサイル等への対応の技術開発など、ミサイル防衛能力を不断に強化していくが、「今後、この脅威に対し、既存のミサイル防衛網だけで完全に対処することは難しくなりつつある」。「相手からの更なる武力攻撃を防ぐために、我が国から有効な反撃を相手に加える能力、すなわち反撃能力を保有する必要がある。」
- ・「この反撃能力とは、我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力の行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力をいう」。
- ・反撃能力は、1956年2月29日の政府見解が、他に手段がない限り誘導弾等の基地をたたくことは「法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である」としたものの、これまで「政策判断として保有することとしてこなかった能力」に当たるものである。
- ・この政府見解は、平和安全法制の下での武力の行使の三要件の下で行われる自衛の措置にもそのまま当てはまり、行使し得る。
- ・先制攻撃が許されないことはいうまでもない。
- ・日米の基本的な役割分担は今後変更はないが、我が国が反撃能力を保有することに伴い、日米が協力して対処していくこととする。

(2) 「反撃能力」の特徴的問題点

- ① 先制攻撃に関する問題として、相手国の日本に対する武力攻撃の発生、すなわち相手国のミサイル発射の「着手」について沈黙。

相手国の着手を日本からのミサイル発射の要件とすることについての明言がない。

② 「有効な反撃を加える」という攻撃対象について沈黙。

攻撃対象の限定についても言及がない。

cf: 「指揮統制機能等」(2022年4月26日自民党提言) 含むとも読める。

③ スタンド・オフ・ミサイルの攻撃性。

「スタンド・オフ防衛能力」とは、侵攻に対して脅威圏外の離れた位置から対処を行える能力とされる(令和4年版防衛白書249頁。令和6年版270頁)が、「反撃能力」とは「相手の領域において、我が国が有効な反撃を加える」とものと定義されているから、必ずしも自己防衛的なものとは限らない。

④ 集団的自衛権の行使への「反撃能力」の使用。

B国と戦争中のA国のために、日本が集団的自衛権の行使として、B国に向けてスタンド・オフ・ミサイルで攻撃することも可能となる。B国は当然に日本に反撃し、日本とB国は戦争に突入することになる。

⑤ 1956年2月29日政府見解の理解のしかたの問題。

上記政府見解の「座して自滅を待つ」という極限的な状況での使用という前提が、ここでは無視されて、「法理的に可能」という部分だけを取り出して一般論にすり替え、これまでも敵基地を攻撃できるとしてきたとし、「政策判断を変えただけ」という歪曲した解釈を示している。

⑥ 日米の役割分担の変化(盾から矛へ)。

日米が共同して、あるいは米国の協力の下で日本が、相手国にミサイル攻撃を行う状況が想定される。

(3) 2022年12月16日日弁連「「敵基地攻撃能力」ないし「反撃能力」の保有に反対する意見書」

敵基地攻撃能力(反撃能力)の保有が憲法9条の自衛権行使の要件及び戦力保持の禁止に違反し、集団的自衛権の行使に用いられることを含め、日本に再び戦争の惨禍をもたらすことの危険性を指摘し、これを避けるためには、日本が、憲法の恒久平和主義、国際協調主義に基づき、関係諸国との間で主体的な役割を果たし、国際平和のために最大限の外交努力を尽くすべきことを表明した。その中で、上記(2)の各問題点についても触れた。

4 国家防衛戦略における防衛の基本方針

国家防衛戦略が示す防衛の基本方針及びその前提認識は、「防衛力の抜本的強化」や「反撃能力の保有」を含め、概ね次のようになっている。

(1) 戦略環境の変化（２～４頁）

- ・ 「普遍的価値やそれに基づく政治・経済体制を共有しない国家が勢力を拡大している。」「力による一方的な現状変更やその試みは、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序に対する深刻な挑戦」「国際社会は戦後最大の試練の時を迎え、新たな危機の時代に突入しつつある。」
- ・ グローバルなパワーバランスが大きく変化し、中国と米国の国家間競争は今後も激しさを増していくが、米国は、中国との競争において今後の１０年が決定的なものになるとの認識を示している。
- ・ 科学技術の急速な進展が、安全保障の在り方を根本的に変化させ、各国がゲーム・チェンジャーとなりうる先端技術の開発を行っており、従来の軍隊の構造や戦い方に根本的な変化が生じている。
- ・ ここで防衛戦略は、中国、北朝鮮、ロシアの動向の具体的分析をしている。

(2) 周辺国等の軍事動向

中国、北朝鮮、ロシアの動向が取り上げられているが、特に中国に関しては、台湾に関し、２０２２年の党大会で「祖国との完全統一は必ず実現」と表明したことも挙げつつ、「台湾海峡の平和と安定については、我が国を含むインド太平洋地域のみならず、国際社会全体において急速に懸念が高まっている」と位置付けている。

(3) 防衛上の課題（５～６頁）

- ・ ロシアのウクライナへの公然たる侵略のような、力による一方的な現状変更は、インド太平洋地域でも生起し得るが、ロシアの侵略の軍事的な背景はウクライナが十分な抑止力を保有していなかったことにある。「このような国から自国を守るためには、力による一方的な現状変更は困難であると認識させる抑止力が必要であり、相手の能力に着目した自らの能力、すなわち防衛力を構築し、相手に侵略する意思を抱かせないようにする必要がある。」
- ・ 戦い方も、従来とは様相が大きく変化してきており、精密な大規模ミサイル攻撃、情報戦を含むハイブリッド戦、宇宙・サイバー・電磁波の領域や無人アセットを用いた非対称的な攻撃、核兵器による威嚇的言動等を組み合わせた新しい戦い方が顕在化している。これに対応できるかが、今後の大きな課題である。

(4) 我が国の防衛の基本方針（６～７頁）

- ・ 従来、防衛計画の大綱により、防衛力は、特定の脅威に対抗するというよ

りも、「我が国自らが力の空白となって我が国周辺地域における不安定要因にならないことにあるとされてきた。」

- ・ しかし、我が国周辺国等は、我が国と地域の安全保障を脅かしている。
今後の防衛力については、相手の能力と戦い方に着目して、防衛能力を抜本的に強化するとともに、「新たな戦い方への対応を推進し」、一方的な現状変更は決して許さないという意味を明確にしていく必要がある。

- ・ 我が国の防衛目標

第一に、力による現状変更を許容しない安全保障環境の創出。

第二に、力による現状変更の試みを同盟国・同志国と協力・連携して抑止。

第三に、「万が一、抑止が破れ、我が国への侵攻が生起した場合には」、我が国が主たる責任を持って対処し、同盟国等の支援を受けつつ阻止・排除する。

- ・ 防衛目標を実現するためのアプローチ

第一に、防衛力の抜本的強化

第二に、同盟国である米国との協力を一層強化

第三に、同志国等との連携を強化

(5) 防衛力の抜本的強化（7～10頁）—第一のアプローチ

その基本的考え方として挙げられているのは、以下のとおりである。基本は抑止力（懲罰的抑止力）と対処力の強化であり、その鍵は「反撃能力」であるとする。

ア 我が国への侵攻を我が国が主たる責任を持って阻止・排除し得る能力。

イ 侵攻を抑止できるよう、常続的なISR、FDOの訓練、事態にシームレスに即応対処できる能力。

ウ 新しい戦い方に対応できるもの。ハイブリッド戦、ミサイル迎撃・反撃等。米国と共同して実施。

エ 強化すべき能力として、次のものが挙げられる。これは、後述の7つの「防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力」に対応する。

遠距離から侵攻戦力を阻止・排除できる必要から、①「スタンド・オフ防衛能力」と、②「統合防空ミサイル防衛能力」の強化。

抑止が破れ、我が国への侵攻が生起した場合の対応のため、③無人アセット防衛能力、④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能の強化。

相手の侵攻意図を断念させるための、⑥機動展開能力・国民保護、⑦持続性・強靱性の強化。

オ これらの速やかな実現の必要。

5年後の2027年度までに我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援をうけつつ阻止・排除。おおむね10年後までに、より早期かつ遠方で侵攻を阻止・排除。

カ 大幅な経費と相応の人員の増加が必要。

キ まとめ的な記述として、防衛力の抜本的な強化により、日米同盟の抑止力・対処力が更に強化され、同志国等との連携も強化される。我が国の意思と能力を相手に認識させ、過小評価も過大評価もさせずに、侵攻を抑止する。「それが我が国の防衛力の抜本的な強化の目的である」とする。

ク そして、「我が国への侵攻を抑止する上で鍵となるのは、スタンド・オフ防衛能力等を活用した反撃能力である」とされる。

(国家防衛戦略では、ここに反撃能力に関する記述が入る。その内容は、国家安全保障戦略と同文)

(6) 国全体の防衛体制の強化 (10～13頁)

- ・ 防衛体制の強化に裏付けられた外交努力
常続的なISR及び分析
関係機関との連携(有事を念頭に平素から警察・海上保安庁と訓練・演習)
宇宙・サイバー・電磁波の領域の死活的な重要性。宇宙での民生技術の活用。
- ・ 先端技術を防衛目的で活用することが死活的に重要。防衛産業の活用。
- ・ 国の行政機関、地方公共団体、公共機関、民間事業者の協力・連携。
特に南西地域における空港・港湾等の整備・強化。
民間船舶・航空機の利用拡大。国民保護措置、国民保護訓練。

* ここでは国家的動員体制が語られているといえる。

(7) 日米同盟による共同抑止・対処 (13～15頁) —第二のアプローチ

- ・ 我が国の防衛力の抜本的な強化が、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化する。
- ・ 我が国への侵攻が生起した場合には、日米共同対処によりこれを阻止する。

① 日米共同の抑止力・対処力の強化

- ・ 我が国の反撃能力については、情報収集を含め、日米共同で能力を効果的に発揮する協力態勢を構築する。

* 反撃能力は、日本だけでは使えないこと。

- ・ 「日米一体となった抑止力・対処力の強化の一環として、日頃から、双方の施設等の共同使用の増加、訓練等を通じた日米の部隊の双方の施設等への展開等を進める。」

② 同盟調整機能の強化

- ③ 共同対処基盤の強化
- ④ 在日米軍の駐留を支えるための取組
- (8) 同志国等との連携（15～17頁）—第三のアプローチ
豪、印、英、仏、独、伊、韓、カナダ、ニュージーランドその他

5 防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力（防衛戦略17～22頁）

我が国の防衛上必要な7つの機能・能力を挙げる。

なお、防衛力整備計画も、この7つの機能・能力に沿って、「Ⅱ 主要事業」を計画している。

(1) スタンド・オフ防衛能力

- ・ これが、重視する能力の第1に挙げられている。
- ・ 「東西南北、それぞれ約3,000キロに及ぶ我が国領域を守り抜くため、島嶼部を含む我が国に侵攻してくる艦艇や上陸部隊等に対して脅威圏の外から対処するスタンド・オフ防衛能力を抜本的に強化する。」

侵攻がどの地域で生起しても阻止・排除できる十分な能力を保有する。

各種プラットフォームから発射でき、高速滑空飛翔や極超音速飛翔といった多様かつ迎撃困難な能力を強化する。

- ・ 2027年度までに、地上発射型・艦艇発射型を含めスタンド・オフ・ミサイルの運用可能な能力を強化する。その増産体制確立前のために、外国製のスタンド・オフ・ミサイルを早期に取得する。

おおむね10年後までに、航空機発射型を運用可能な能力を強化するとともに、高速滑空弾、極超音速誘導弾等の運用能力を獲得する。

(2) 統合防空ミサイル防衛能力

- ・ 探知・追尾能力や迎撃能力を抜本的に強化、ネットワークを通じて各種センサー・シューターを一元的かつ最適に運用できる体制を確立し、統合防空ミサイル防衛能力を強化する。
- ・ ミサイル防衛システムによる迎撃のほか、「相手の領域において、有効な反撃を加える能力として、スタンド・オフ防衛能力等を活用する。」

＊ 従来は「総合ミサイル防空能力」の確保が基本的考え方とされてきたが（例えば令和4年版防衛白書250頁）、反撃能力を持つことにより「統合防空ミサイル防衛」能力の確保が基本となった（令和5年版防衛白書285頁参照）。これにより、迎撃と攻撃を併せ持ち、米国の統合防空ミサイル防衛（IAMD）と対応したものとなった。

(3) 無人アセット防衛能力

- ・ 「A Iや有人装備と組み合わせることにより、部隊の構造や戦い方を根本的に一変させるゲーム・チェンジャーとなり得る」。

「情報収集・警戒監視のみならず、戦闘支援等の幅広い任務に効果的に活用する」。

(4) 領域横断作戦能力

- ・ 衛星コンステレーションを含む新たな宇宙利用。
- ・ 能動的サイバー防御を含むサイバー安全保障分野の政府全体の取組と連携。

(5) 指揮統制・情報関連機能

- ・ 相手方よりも迅速・的確な意思決定の優越を確保するため、領域横断的な観点から指揮統制・情報関連機能の強化を図る。
- ・ 情報戦に対処可能な情報能力の整備、情報収集能力の整備等。

(6) 機動展開能力・国民保護

- ・ 島嶼部を含む我が国への侵攻に対し、必要な部隊を迅速に機動展開する必要があり、そのため、自衛隊の輸送力を強化するとともに、民間輸送力を最大限活用する。
- ・ 「特に島嶼部が集中する南西地域における空港・港湾施設等の利用可能範囲の拡大や補給能力の向上を実施していく」。
- ・ 自衛隊が国民保護の任務を実施するため、「2027年度までに、PFI船舶の活用の拡大等により輸送能力を強化することで、南西方面の防衛態勢を迅速に構築可能な能力を獲得し、住民避難の迅速化を図る。」

(7) 持続性・強靱性

- ・ 「有事において自衛隊が粘り強く活動でき、また、実効的な抑止力となるよう、十分な継戦能力の確保・維持を図る必要がある。」そのため、必要十分な弾薬の保有、燃料の確保等の体制を早急に確保する。
- ・ 主要司令部等の地下化や構造強化、施設の離隔距離を確保した再配置、集約化等を実施するとともに、隊舎・宿舎の着実な整備や老朽化対策を行う。さらに、装備品の隠ぺい及び欺まん等を図り、抗たん性を向上させる。」
「2027年度までに、司令部の地下化、主要な基地・駐屯地内の再配置・集約化を進め、各施設の強靱化を図る。」
- ・ 自衛隊員の救命率向上のため、応急救護能力を強化するとともに、シームレスな医療・後送体制を構築し、衛生機能を変革する。

6 重視する能力に関する防衛力整備計画の概要（整備計画2～10頁）

上記5の国家防衛戦略が挙げる、重視する7つの機能・能力の具体的メニュー

が、防衛力整備計画に記述される。なお、各項目の金額は、防衛省「防衛力整備計画について」（２０２２年１２月）が挙げている、５年間に新たに必要となる事業に係る契約額（物件費）である。

(1) スタンド・オフ防衛能力（約５兆円）

１２式地对艦誘導弾能力向上型、島嶼防衛用高速滑空弾、極超音速誘導弾
トマホーク等の着実な導入
衛星コンステレーション、無人機等

(2) 統合防空ミサイル防衛能力（約３兆円）

極超音速滑空兵器（HGV）等の探知・追尾能力の強化
武力攻撃が発生した場合、反撃能力を用いる

(3) 無人アセット防衛能力（約１兆円）

I S R T実施のため、滞空型・偵察用UAV、輸送用UAV、
攻撃用UAV、無人水中走行体等

(4) 領域横断作戦能力（約８兆円）

宇宙（衛星コンステレーション等）
サイバー（要員強化等）
電磁波（電子戦能力の向上等）

(5) 指揮統制・情報関連機能（約１兆円）

各自衛隊の一元的な指揮統制能力の検討
衛星コンステレーションの構築等による情報収集
情報戦に対処できる態勢の構築

(6) 機動展開能力・国民保護（約２兆円）

南西地域に迅速・確実に輸送
南西地域の空港・港湾等を整備・強化
民間船舶・航空機の利用拡大
国民保護措置

(7) 持続性・強靱性（約１５兆円）

弾薬、燃料等
主要司令部の地下化・構造強化等の施設整備
（施設の強靱化に約４兆円）

＊ この項目の金額が極めて大きい。戦争準備と読み取れる。

7 いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤（防衛戦略２５～２７頁、
整備計画２１～２５頁）

防衛生産・技術基盤は、自国での研究開発・生産・調達、新しい戦い方に必要な先端技術の取り込みに不可欠な基盤で、いわば防衛力そのものと位置付けられるとし、新たな戦い方に必要な防衛産業の構築等に取り組む、とされている。

(1) 防衛生産基盤の強化

- ・ 防衛産業は国防を担うパートナーというべき重要な存在である。
他に手段がない場合、国自身が製造施設等を保有する形態を検討していく。

(2) 防衛技術基盤の強化

- ・ 新しい戦い方に必要な装備品の取得のため、我が国が有する技術の活用が重要である。
- ・ スタートアップ企業や国内の研究機関・学術界等の民生先端技術を積極活用するための枠組みを構築する。マルチユース先端技術を見出し、防衛イノベーションにつながる装備品を生み出すための新たな研究機関を創設するとともに、総合的に先端技術の活用を検討・推進する体制を拡充する。
- ・ 防衛力整備計画は、防衛技術基盤の強化について、将来の戦い方に必要な研究開発事業を特定し、早期装備化を実現するとし、将来の戦い方に直結する①～⑥の装備・技術分野に集中的に投資するとして、各装備品の開発完了時期等を掲げている。
 - ① スタンド・オフ防衛能力
 - ② 極超音速滑空兵器（HGV）等対処能力
 - ③ ドローン・スウォーム攻撃等対処能力
 - ④ 無人アセット
 - ⑤ 次期戦闘機に関する取組
 - ⑥ その他抑止力・対処力の強化

(3) 防衛装備移転の推進

安保戦略（20頁）及び防衛戦略（27頁）で、防衛装備品の海外への移転は「我が国にとって望ましい安全保障環境の創出等のための重要な政策的な手段となる」と位置付けられ、防衛装備移転三原則及びその運用指針の制度の見直しをする等のことが打ち出された。その後、2023年12月及び2024年3月の三原則等の改定により、殺傷兵器の輸出、共同開発中の次期戦闘機の第三国への直接輸出等まで含めて、防衛装備移転が大幅に拡大されている。

8 自衛隊の体制等（防衛戦略22～24頁、整備計画10～15頁）

(1) 統合運用体制

常設の統合司令部の創設

共同の部隊としてサイバー防衛部隊、海上輸送部隊

(2) 陸上自衛隊

南西地域の防衛体勢強化のため、第15旅団を師団に改編

(3) 海上自衛隊

水上艦艇部隊への改編、情報戦基幹部隊の創設

(4) 航空自衛隊（航空宇宙自衛隊）

F-15戦闘機からのF-35A・Bへの代替ペースの加速

スタンド・オフ・ミサイルの搭載

次期戦闘機の英・伊との共同開発推進

宇宙領域専門部隊の創設

(5) 組織定員の最適化

9 整備規模（整備計画30頁、別表1～3）

- ・ 5年後、10年後の達成目標 別表1
- ・ 自衛隊の能力、体制に関する装備品のうち主要なものの整備規模 別表2
- ・ おおむね10年後の自衛隊の主要な編成定数、装備等の規模 別表3

10 所要経費等（整備計画30～31頁）

- ・ 「2023年度から2027年度までの5年間における本計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は、43兆円程度とする。」
- ・ 各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、下記(1)(2)の措置を別途とることを前提として、40兆5000億円程度（2027年度は8兆9000億円程度）とする。
 - (1) 自衛隊施設等の整備の加速化（1兆6000億円程度）
 - (2) 一般会計の決算剰余金の増加分の活用（9000億円程度）以上合計で43兆円となる。
- ・ この計画実施のため新たに必要となる事業に係る契約額（物件費）は、43兆5000億円程度とする。
- ・ 「2027年度以降、防衛力を安定的に維持するための財源、及び、2023年度から2027年度までの本計画を賄う財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、全体収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずることとする。

<参考>防衛関係費の構成

- ・ 2022年度（当初予算）

中期防対策経費 5.18 兆円

SACO・米軍再編等経費 2200 億円 計 5.40 兆円

2023年度（当初予算）

中期防対策経費 5.59 兆円＋事項要求＝6.60 兆円

SACO・米軍再編等経費 2217 億円 計 6.82 兆円

2027年度

8.9 兆円 ＋SACO等 ≒ 9.1 兆円

- ・ GDP比2%（NATO定義による）＝約 11 兆円

上記防衛費＋総合的な防衛体勢の強化に資する経費

研究開発、公共インフラ、サイバー安全保障、国際的協力

海上保安庁予算、恩給費

安保三文書の検討のために
—国家安全保障戦略等の総合的検討の試み—

編 集

弁護士 伊 藤 真

弁護士 井 上 正 信

弁護士 福 田 護

弁護士 山 岸 良 太

・発 行 2025年6月

この著作物の全部又は一部は、プリントアウト、コピー、無料配布等により自由にご利用下さい。ただし、内容の変更・改変による利用、有料の配布はご遠慮下さい。